

第2章 組 合 会

(議員の定数)

第 5 条 この組合の組合会の議員の定数は18人とする。

(附 則)

1. 平成12年7月17日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成12年11月10日議員の任期満了に伴う総選挙から適用する。
2. 第6条の規約を第5条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
3. 平成29年7月4日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は、平成30年11月12日議員の任期満了に伴う次期総選挙から施行する。
4. 令和3年7月6日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は、令和3年11月12日議員の任期満了に伴う次期総選挙から施行する。
5. 令和6年7月9日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は、令和6年11月12日議員の任期満了に伴う次期総選挙から施行する。

(被選挙権を有しない者)

第 6 条 次の各号に掲げる者は議員となることができない。

- (1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 日本国外にある者であって、その期間が3月以上である者。

(附 則)

1. 平成12年4月27日 組合会の議決をもって第1号を削除し、第2号、第3号を繰り上げる。(昭和60年3月16日付保発第23号による)
2. 第7条の規約を第6条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(議員の任期)

第 7 条 議員の任期は3年とする。

- 2 前項の任期は選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたためあらたに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたためあらたに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(附 則)

1. 平成12年7月17日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成12年11月10日議員の任期満了に伴う総選挙から適用する。
2. 第8条の規約を第7条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
3. この規約変更は、令和3年11月12日の任期満了に伴う次期総選挙から施行する。

(互選議員の選挙の方法)

第 8 条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数をこえない場合はこの限りでない。

2 前項の投票は1人につき1票とする。

(附 則)

1. 第9条の規約を第8条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第 9 条 互選議員の選挙は全選挙区で行う。

(附 則)

1. 平成 9 年 7 月 1 日 東邦特殊パルプ株式会社編入。
2. 平成12年7月17日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成12年11月10日議員の任期満了に伴う
総選挙から適用する。
3. 第10条の規約を第9条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用
とする。

(互選議員の選挙の管理)

- 第10条 互選議員の選挙においては、選挙長をおかななければならない。この場合において2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかななければならない。
- 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
 - 3 選挙長は、選挙会の開閉、投票の管理、及び開票の管理、並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
 - 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
 - 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。
- ただし、第8条第1項のただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

(附 則)

1. 平成13年2月20日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
2. 第11条の規約を第10条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(当 選 人)

- 第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

(附 則)

1. 平成12年7月17日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成12年11月10日議員の任期満了に伴う総選挙から適用する。
2. 第12条の規約を第11条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(選挙の無効)

第 12 条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(附 則)

1. 第 13 条の規約を第 12 条に変更し、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用とする。

(互選議員の選挙執行規定)

第13条 この規定に定めるもののほか互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(附 則)

1. 第14条の規約を第13条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(選定議員の選定)

第14条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

- 2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかに欠員について議員を選定しなければならない。
- 3 事業主である組合員は、議員を選定したときは文書で理事長に通知しなければならない。

(附 則)

1. 第15条の規約を第14条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(議員の就・退職)

第15条 議員が就・退職したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(附 則)

1. 第15条の規約を新設し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(通常組合会)

第16条 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。

(附 則)

1. 第16条の規約を新設し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(臨時組合会)

第 17 条 理事長は、議員定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して招集の請求があった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(附 則)

1. 第17条の規約を新設し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(組合会の招集)

- 第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対し開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。
- 2 前項の招集状には、会議目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
 - 3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りが出来る会議システム(以下、「会議システム」という。)により開催することができる。

(附 則)

1. 第16条の規約を第18条に変更し、また条文の一部を変更・削除し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
2. 第3項を加え、平成30年4月1日から適用とする。
3. 第1項および第3項を改定し、令和3年4月1日から施行する。

(代理)

第 19 条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に附議する議案について賛否の意見を附した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- 2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員に、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

(附 則)

1. 第 17 条の規約を第 19 条に変更し、また条文の一部を変更・削除し、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用とする。
2. 第 1 項から条文の一部(出席不能となる理由)を削除し、令和 3 年 4 月 1 日以降の組合会から施行する。

(組合会の傍聴)

第 20 条 組合員は、組合会を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する議決があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りではない。

(附 則)

1. 第 18 条の規約を第 20 条に変更し、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用とする。
2. 第 1 項に「又は会議システムにより組合会を開催したとき」を加え、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(組合会の会議規則)

第 21 条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(附 則)

1. 第19条の規約を第21条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

(組合会の議決事項)

第22条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

2 理事長は、次のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決を行った場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(附 則)

1. 第22条の規約を新設し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
2. 第2項及び第3項を新設し、令和3年4月1日から施行する。

(会議録の作成)

第 23 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 議員の定数
 - (3) 出席した互選議員及び選定議員の氏名、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、代理を受けた議員の氏名
 - (4) 議事の要領
 - (5) 議決した事項及びその賛否の数
2. 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない
- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
 - (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認された上で議案の審議に入った旨
 - (3) システム障害等の異常がなく審議の全てを終了した旨
 - (4) 会議システムに参加した組合会議員の氏名及び場所
3. 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の項目に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。
4. 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決を行った場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる

(附 則)

1. 第20条の規約を第23条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
2. 第2項を新たに加え、以下を繰り下げ、平成30年4月1日から適用とする。
3. 条文中の「テレビ会議」を「会議システム」に改め、第3項を新たに加え、以下を繰り下げ、令和3年4月1日から施行する。

(議員の旅費及び報酬補償)

第 24 条 議員の旅費に係る事項及び被保険者である議員の報酬補償(議員として職務を行うことにより、平常業務に対する報酬を受けとることができない場合の補償並びに支給の方法)については、組合会の議決を経て定める。

(附 則)

1. 第 21 条の規約を第 24 条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用とする。

(組合会の検査)

- 第25条 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において委員をおくことができる。
- 2 組合会は、前項の検査に関して、議員の選任方法その他検査に必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(附 則)

1. 第22条の規約を第25条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。